令和９年度 放課後ルーム申込のご案内

1. 放課後ルームとは

保護者が働いていたり、病気で入院している等のために、放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。

2. 利用時間・休所日

曜日等	利用区分ごとの利用時間	
	通常利用	ショート利用
授業がある月～金曜日	下校時～午後７時	**午後５時**～午後７時
土曜日	午前８時～午後７時	午前８時～午後７時
夏休み等の長期休業期間	午前８時～午後７時	**午後５時**～午後７時
日曜日、国民の祝日による休日、年末年始（12月29日～1月3日）	（休所日）	

＜利用区分について＞

より多くの方に放課後ルームをご利用いただくため、令和９年４月より時間を限定した新たな利用方法「**ショート利用**」を開始します。詳しい利用方法や１日の過ごし方、事業概要等は、別紙「**多様な放課後の過ごし方　船っ子教室・放課後ルーム（通常利用/ショート利用）**」をご覧ください。

3. 対象児童

入所希望月の１日の時点で船橋市に住民登録がある小学生で、保護者が以下のような理由により、放課後家庭で子どもだけになってしまう場合にご申請いただけます。

（1）就労のため	終業時間が**午後２時を超える**日が、月～土のうち**週３日**以上、または日曜を除いて**月 12 日**以上ある場合 **※午後２時ちょうどに終業する場合は要件に該当しません。（長期休業利用は除く）**
（2）出産のため	出産月をはさんで**前後２か月間**である場合
（3）病気・怪我のため	病気・怪我の療養（在宅療養も含む）、または、家族の介護をする場合
（4）就学のため	「（1）就労のため」と同等の日数、時間を要して就学する場合

※入所希望月の１日の時点で、**65 歳未満の祖父母**と同住所（同一住所内別棟、生計が別の場合も含みます）の場合には、**保護者と同様に理由がないと入所の対象となりません。**（就労証明書、医師の診断書等を提出していただきます）

4. 申請方法・申請期間

（1）オンライン（原則）	**市ホームページで「【令和９年度４月入所】放課後ルーム オンライン入所申請について 」と検索するか、右の二次元コードからご利用ください。**
（2）郵送	**〒273-8501　船橋市湊町 2-10-25　船橋市役所 放課後児童支援課** ※申請書類の到着について、市から連絡はいたしません。ご不安な場合は、記録が残る郵便でお送りください。
（3）窓口持参	申請書一式を、船橋市役所本庁舎４階の放課後児童支援課まで直接お持ちください。

【一次申請】令和８年 11 月１日（日）～令和８年 12 月９日（水）
※オンライン・窓口持参は午後５時締切、郵送は必着

【二次申請】令和８年 12 月 10 日（木）～**令和９年３月５日（金）**
※オンライン・窓口持参は午後５時締切、郵送は必着

※　二次申請は、一次申請で申請された方の審査後に、空きがある施設のみ追加で審査を行います。
※　障害のある児童、発達・発育にご心配のある児童、医療的ケアを要する児童の二次申請締切は、令和９年２月15日（月）【オンライン・窓口持参は午後５時締切、郵送は必着】です。
※　令和９年５月以降の入所申請については４ページをご覧ください。

5. 入所期間

放課後ルームの入所は、**毎月１日から**となります。

申請	入所期間
（1）年間で利用	入所を許可された日から、**令和１０年３月３１日**まで **※令和１０年４月以降も放課後ルームの利用を希望する場合は、別途申請が必要です。**
（2）長期休業のみ	入所を許可された日から、申請をした長期休業の属する月末まで

6. ルームでの支援を要するお子さまについて

障害のある児童、発達・発育にご心配のある児童、医療的ケアを要する児童は、入所に際して、事前に**電話面談及び体験入所**を実施し、支援の要不要・入所の可否を判断させていただきます。
ご申請をされる際は、事前に放課後児童支援課まで**お電話で面談の予約**をしてください。

※放課後ルームは、療育機関としての機能は備えておりません。
※放課後ルーム入所後に心身の障害等が見つかった場合には、改めて電話面談・体験入所を経て、支援の要不要・入所の可否を判断させていただきます。
※転校の可能性がある場合は、必ず放課後児童支援課までご連絡下さい。（令和９年１月８日まで）
※児童自身で校内外の移動やお手洗い、着替え等を行うことが困難な場合は、船っ子教室の利用及びショート利用をお断りする場合がありますので、通常利用をご検討ください。

7. おやつ

放課後ルームでは、おやつの提供があります。全放課後ルーム統一のメニューとなりますが、アレルギーのあるお子様向けに、特定原材料８品目を除外した専用メニューも別途準備しており、また、ご事情がある場合は、おやつの提供を受けずに持参することもできます。その場合は、「入所事項変更届（おやつ停止、再開、献立変更用）」をご提出ください。おやつの提供を受けない場合、おやつ代相当額（2,000円）を児童育成料から差し引きます。

おやつの提供を受けるものの、アレルギーや疾病のために一部除去を依頼する場合は、「おやつ除去依頼届」をご提出ください。

8. 児童育成料

・児童育成料（利用料）は**通常利用は月額 10,000 円、ショート利用は月額6,000 円**です。（おやつ代含む）※減免制度あり
・**児童育成料の納付は原則、口座振替でお願いいたします。**２月下旬に郵送する「入所内定通知書」と併せて「口座振替依頼書」が届きましたら、お早めに手続きをお願いいたします。

※口座振替は、申込から手続き完了まで２か月程度かかります※
口座振替が開始される月の中旬頃に「放課後ルーム口座振替納付のお知らせ」が届きます。
それまでの間は、４月頃に郵送する「入所許可通知書」に同封された
「納付書」で納付してください。

≪口座振替以外の納付方法≫

・**納付書払い**　納付書は**４月の中旬**に入所許可通知書とともにお送りします。納付書の裏面に記載されている金融機関及びコンビニエンスストアをご利用ください。（利用できる納付場所は変更になる場合があります。）
・**スマートフォン決済アプリ**　対応スマートフォン決済アプリのアプリ内カメラで納付書のバーコードをスキャンし、ご自宅からでもお支払いが可能です。お支払い手順や注意事項は市のホームページをご確認ください。

■令和９年度　児童育成料納付期日予定 及び 口座振替引落日予定

・**児童育成料の納付期日は利用した月の月末**（12 月は 25 日）です。月末が土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日となります。口座振替の引落日も同様です。

※ご注意※　船橋市債権管理条例第７条（延滞金）の規定により、平成 25 年４月１日以降に発生する児童育成料について、納付期限までに納付されなかった場合、**延滞金**が課されます。また納付されない状況が続いた場合、裁判所へ**民事訴訟**や**支払督促**を行う場合がございます。

９．児童育成料の減免

児童育成料は、所得の状況やきょうだいが同時に入所する等の理由により、減免になる場合があります。詳細及び申請に必要な書類については、別紙「児童育成料の減免について」をご参照ください。なお、減免を申請する場合は以下の点にご注意ください。

（1）減免に必要な書類すべてを必着で提出してください。書類の不備や提出が遅れた場合、書類が全て揃うまでは減免非該当となります（令和９年度中に書類が揃った場合のみ、入所月に遡って減免を判定いたします。）

（2）書類が提出されているかどうかの確認について、不安のある場合はお問い合わせください。**市からの連絡はいたしかねますのでご注意ください。**

１０．申請にあたっての必要書類

（1）必ず提出が必要なもの

「船橋市放課後ルーム入所申請書」 **「放課後ルーム入所児童状況調査票」（黄色の紙）**	きょうだいで申請する場合、申請人数分必要です
入所要件確認のための必要書類 ※以下の表をご確認ください。	**・保護者の人数分必要です**（保護者が父母の計2人の場合、それぞれ必要です） **・きょうだいで申請する場合、2人目以降はコピーしたものをご使用いただけます。**

入所要件確認のための必要書類（父母ともに必要）	1	①就労のため（②以外）	**「就労証明書」**（雇用予定含む） ※変則就労の場合は「勤務実績・勤務予定表」も併せてご提出ください。 ※右記二次元コードより「就労証明書記載要領（放課後ルーム用）」をご確認ください。
		②就労のため**【自営業・代表取締役等、就労証明書に記載の代表者が保護者本人の場合】**	**「就労証明書」及び「確定申告書（または源泉徴収票）の写し」** ※確定申告書は令和8年申告がまだの場合、令和7年申告をご提出ください（令和8年分は後日追加提出必要） ※直近で起業したため確定申告が出来ない場合→「営業許可証・受注伝票」の写し等、仕事の内容がわかるもの
	2	出産のため	**「母子健康手帳」**の写し ※母の氏名と出産予定日の記載がある部分の写し
	3	病気や介護のため	**「医師の診断書」「身体障害者手帳」等**、児童の監護が難しいと証明するもの
	4	就学のため	**「在学証明書または学生証の写し」及び「時間割」** ※職業訓練校の場合、合格通知でも可 ※「時間割」は、授業の曜日と時間がわかるもの

※状況によりその他必要な書類をご提出していただく場合がございます。

※「就労証明書」は、船橋市保育園の利用申請時にご提出いただく様式の写しをご提出いただくことも可能です。**ただし、変則就労の場合、勤務予定表（シフト表）または勤務実績表も併せてご提出いただく必要がありますので、詳しくは「令和９年４月放課後ルーム入所申請をされる方へ」をご確認ください。**

※「就労証明書」は**令和８年 10 月１日以降**に作成されたものを有効とします。

（2）おやつの変更をする場合や、減免の申請をする場合に提出が必要になるもの

※通常おやつの提供を受ける場合、減免の申請をしない場合は提出不要です。

おやつの提供に関する書類	1	特定原材料8品目不使用献立おやつの提供を受ける場合	**「入所事項変更届（おやつ停止・再開・献立変更用）」**
	2	特別な事情があるため、おやつの提供は受けず持参する場合	
	3	おやつの提供は受けるが、アレルギーや疾病のため一部除去を依頼する場合	**「おやつ除去依頼届」**
減免に関する書類	1	収入による減免	●令和8年1月1日時点、令和9年1月1日時点のいずれも、船橋市内に住民登録のある方 **「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」** ●令和8年1月1日時点、令和9年1月1日時点のいずれか一方、または両方について、船橋市以外に住民登録のある方 **「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」**及び ・令和8年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の**令和8年度の「課税証明書」または「非課税証明書」（コピー可）** ・令和9年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の**令和9年度の「課税証明書」または「非課税証明書」（コピー可）**
	2	きょうだい入所による減免	**「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」**
	3	生活保護受給者	**「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」及び「生活保護証明書」**

11. 入所の決定

入所はお申し込み順ではなく、ご提出いただいた入所要件確認のための必要書類（就労証明書等）に基づき、保護者の就労状況等を審査のうえ決定します。**申請締切日までに必要書類がご提出されない場合、入所審査ができないため、入所希望月にご入所いただけません。**

また、申請数が定員を超えた場合は、**必要書類が揃っていてもご入所いただけない場合がございます**ので、ご注意ください。

一次申請期間でご申請いただいた、令和９年4月1日からの入所を希望する方については、
令和９年２月末頃に入所の可否の見込みを、個別に通知（郵送）します。

※二次申請でご申請いただいた方は、３月下旬頃にご連絡いたします。

12. その他

（1）育児休業中または求職中の申請について

育児休業中や求職中であっても入所申請は可能です。ただし、他の理由での申請の方が優先となるため、入所状況により申請されてもご入所いただけない場合がございます。

育児休業中の場合は、申請時に「育児休業期間が記載された就労証明書」の提出が必要となります。

求職中でご入所いただいた場合、**令和９年4月15日（木）までに「就労証明書（令和９年５月までに勤務開始しているもの）」の提出が必要**です（オンラインの場合は**同日午後7時締切**）。**ご提出がない場合、令和９年４月末日で退所**となります。

（2）申請時に船橋市に住民登録がない場合について

令和９年3月３１日（水）までに住民登録をする場合（**4月1日時点で船橋市民**）は、**申請が可能**です。

（3） 春休み、夏休み、冬休みのみの入所について

学校休業期間中は入所要件のうち保護者の終業時間が午後２時より前でも、申請をお受けしておりますが、入所状況により申請されてもご入所いただけない場合がございます。また、**入所は月単位**になります。

入所申請の期日は、本ページ「13.令和９年5月以降の入所申請について」をご確認ください。**ただし、令和９年４月の春休み期間の入所を希望する場合は、申請期間が１ページに記載のとおりとなりますのでご注意ください。**

（4）入所の取り消しについて

以下に該当する場合は入所の許可を取り消します。

①就労等の入所要件に該当しなくなったとき
②児童育成料を正当な理由なく滞納したとき
③児童が集団生活に適さないと市長が判断したとき

13. 令和９年５月以降の入所申請について

入所申請の締切は、入所希望月の前月の 15 日まで（15 日が土日祝日に当たる場合はその翌日等）

障害のある児童、発達・発育にご心配のある児童、医療的ケアを要する児童は、入所希望月の前々月の 15 日まで（詳細は２ページ**「6．ルームでの支援を要するお子さまについて」**をご覧ください。）

※オンライン申請の場合も、受付はすべて同日午後５時までとなります。

審査
申込締切
翌日から

結果
・内定した場合は、20 日頃に内定通知を送付します。
・内定しなかった場合は入所審査後２、３日中に電話によりお知らせいたします。

入所（内定者）
・入所月の１日（休所日を除く）から利用可能です。
・入所月の上旬に納付書等が届きます。

＜内定した場合＞
・翌月からの入所に向けて、入所説明があります。
・内定した放課後ルームにお電話していただき、日程を確認してください。

＜内定しなかった場合＞
・**内定しなかった場合の結果連絡は最初の１回目のみです。**その後は、提出された申請書をお預かりして、ご希望いただいた放課後ルームに空きが出た場合に、改めて審査をし、**入所できる場合のみご連絡いたします。**申請書は令和１０年３月入所まで有効とし、審査対象となります。

※入所内定後、申請を取り下げる場合は、入所する月の**前月末日まで**に放課後児童支援課までご連絡ください。**取下げのご連絡がない場合はそのまま入所が決定し、児童育成料が発生します**。

【問合せ】　放課後児童支援課　　電話 047-436-2319